

(1) 東京オフィスにご連絡ください。

ヒアリングを行ったうえで登記にかかる概算費用をお伝えいたします。

↓

(2) 登記に必要な下記書類をご持参又はご郵送ください。

①金融機関から発行された抵当権抹消登記に必要な書類一式

②不動産所有者のご署名・お認印（シャチハタ不可）押印をした抵当権抹消登記委任状

：委任状は当事務所で作成した委任状を郵送いたしますので、ご署名・お認印（シャチハタ不可）
押印のうえご返送ください。

③不動産所有者の身分証明書のコピー

（運転免許証の両面・パスポートの写真部分・住所記載部分・健康保険証の両面 等）

※住所変更登記があるお客様の場合は合わせて下記の書類が必要になります

①住民票（本籍地入りのもの）

②不動産所有者のご署名・お認印（シャチハタ不可）押印をした住所変更登記委任状

：委任状は当事務所で作成した委任状を郵送いたしますので、ご署名・お認印（シャチハタ不可）
押印のうえご返送ください。

（注）お送りいただいた書類によっては別途ご用意いただく書類が出る場合がありますので、そ

の際は再度追加でご用意いただく書類をご案内いたします

(注) お電話いただいた方が不動産所有者ご本人でない場合は、所有者ご本人様に登記申請意思確認のために連絡を入れさせていただきます。

↓

(3) 正式な金額の請求書をメール又は郵送いたします。

↓

(4) 請求書記載の金額をお振込みください。

↓

(5) お振込の確認がとれましたら登記申請をさせていただきます。

↓

(6) 登記完了書類を当事務所からお客様へ郵送して抵当権抹消登記手続き終了です。

(登記申請からご返却まで2～3週間かかるとお考えください)

電話、ご来所いただいでのご相談は無料で行っておりますので、お気軽にお問い合わせください

〒171-0031

東京都豊島区目白3丁目4番5号アビタメジロ205

司法書士法人四つ葉事務所 東京オフィス

TEL 03-5988-0195 FAX 03-5988-0196